



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第11号

今回のテーマ：小型薄利企業の企業所得税優遇政策について

小型薄利企業に対し、更なる支援をするため、企業所得税優遇政策に関する通知を発表した。
(財税〔2018〕77号)。

主な内容

2018年1月1日から2020年12月31日までに、50万元とされた小型薄利企業の課税所得の上限が100万元に引き上げられた。年間課税所得が100万元（100万元をふくむ）以下である小型薄利企業の課税所得額の50%に対し、企業所得税税率20%で計算する。

小型薄利企業の判定基準

国家が 制限・禁止する 業界ではない	業界分類	年間課税所得 (万元)	従業員人数 (人)	資産総額 (万元)
	工業企業	≤100	≤100	≤3000
	その他企業	≤100	≤80	≤1000

お見逃しなく

- 従業員人数には、正社員と派遣社員が含まれる。
- 数日間あるいは数ヶ月間など、臨時的に雇用される者は従業員人数に算入しない。
- 推定課税方式で企業所得税を徴収されている企業も優遇税制を受けることができる。
- 四半期予備申告時点で小型薄利企業に該当する場合、当該優遇税制を受けることができる。
- 年度確定申告時点で、小型薄利企業の条件を満たさない場合には、規定通り課税され、追加納付の必要がある。

以上

© 2018 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。著作権所有。

